

令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目 的

本要領は、本業務は、カーナビアプリを活用し、**初詣の交通渋滞を緩和**させることを目的に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2. 業務概要について

- (1) 業務名 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務
- (2) 履行場所 琴平町内
- (3) 業務内容 別紙「琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで
(※渋滞予想期間：令和 7 年 12 月 31 日（水）～令和 8 年 1 月 12 日（月）)
- (5) 契約限度額 2,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 参加資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 過去 5 年以内（令和 2 年度から参加表明書の提出日までに履行完了したもの）に、日本国内において、カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務を受注者として実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、町の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 選考スケジュール

	実施内容	実施期間または期日
(1)	プロポーザル公告	令和7年10月7日(火)
(2)	質問書の提出期限	令和7年10月14日(火) 17時15分まで
(3)	質問に対する回答	令和7年10月17日(金) 17時00分までに公表
(4)	参加表明書の提出期限	令和7年10月20日(月) 17時15分まで
(5)	提案資格の確認結果通知	令和7年10月22日(水)
(6)	企画提案書等の提出期限	令和7年10月23日(木) 17時15分まで
(7)	プレゼンテーション	令和7年10月28日(火)
(8)	審査結果の通知書発送	令和7年10月31日(金)
(9)	契約締結	令和7年11月上旬予定

5. 参加手続き

- (1) 質問書の受付及び回答本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書で提出するものとする。

提出期限	令和7年10月14日(火) 17時15分まで
提出方法	電子メールにより、質問書(様式4)を用い下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス：kankousyokou@town.kotohira.lg.jp メールの標題に「琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務プロポーザル質問」と明記すること。また、送信後着信確認の電話をすること。 受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和7年10月17日(金) 17時00分までに町ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。また、公表期間は企画提案書等の受付期間終了の10月23日(木) 17時15分までとする。

- (2) 参加表明書等の受付

受付期間	令和7年10月7日(火)～令和7年10月20日(月) 17時15分まで
------	-------------------------------------

提出先	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 琴平町観光商工課
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分 までとし、郵送の場合は、期限必着とする。
提出書類 (各 1 部)	①参加表明書（様式第 1 号） ②会社概要書（様式 2－1） ③業務実績調書（様式 2－2） ※必要事項が記載されていれば任意様式でも可。 ④国税及び地方税の滞納がない証明書（国税の納税証明はその 3 の 3）※3 ヶ月以内に発行したもの。写しでも可。

（３）提案資格の確認

提出された参加表明書をもとに提案資格の確認を行う。

ア 提案資格確認結果の通知 令和 7 年 10 月 22 日（水）発送

イ 参加表明者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加表明者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
- ・参加表明者が 1 者の場合は、当該 1 者について、提案資格の確認を行う。

（４）企画提案書等の提出

提出期限	令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時 15 分まで
提出先	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 琴平町観光商工課
提出方法	持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留） ※持参の場合は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分 までとし、郵送の場合は、期限必着とする。

提出書類	① 企画提案書（任意様式） 7 部 ※表題「令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務委託公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 ※別紙「令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務公募型プロポーザル審査基準表」を踏まえて記載すること。なお、様式は任意とするが A 4 サイズ（縦・横は自由）で作成すること。図面等で A 3 サイズの資料を添付する場合は A 4 サイズにおりたたんで綴りこむこと。 ② 見積書（※様式 3） 7 部 ※必要事項が記載されていれば任意様式でも可能とする。
------	---

6. 企画提案書等の審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーション審査方式で実施する。

(1) 選定委員会

優先交渉者の選定を行う委員会は、「令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。

選定委員会は、琴平町職員で構成する。

選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉者については町ホームページで公表する。

(2) 審査(プレゼンテーション)

ア 日時・場所

令和 7 年 10 月 28 日（火） 琴平町役場本庁舎

※詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーション出席者

3 名以内とする。

ウ 持ち時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

エ 説明方法

提出された資料と同一の図や写真を用い、プロジェクター投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、事前に連絡すること。

7. 選考方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により本業務の受託候補者を選定する。提案内容に係る評価項目及び評価基準はP. 7のとおりとする。ただし、町で定める基準点（評価点の合計の6割）に満たない場合は受託候補者の対象とはならない。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

（1）選考方法

選考評価の合計が、最高点の者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。なお、最高得点者が複数いる場合には選定委員会の決するところによる。

（2）審査結果の公表

選定結果については、令和7年10月31日（金）までに自己の結果のみを結果通知書により、各提案者に通知書を発送する。受託候補者として特定されなかった提案者には、特定されなかった理由を付記するとともに町長に対して説明を求めることができるものとする。

8. 契約方法

受託候補者を選定後、契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

9. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

- （1）提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- （2）評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- （3）契約候補者の決定から契約締結までの間に契約候補者の経営事情等の変化により業務の履行が困難であると町が判断したとき。
- （4）著しく社会信用を失う行為等により契約候補者としてふさわしくないと町が

判断したとき。

- (5) 契約候補者が参加資格要件に適合しなくなったとき。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザル方式による情報提供基準は、琴平町プロポーザル方式取扱規程によるものとし、この基準を了解のうえ参加することを条件とする。
- (3) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、町はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合には琴平町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは契約候補者を選出しない場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領及び琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務委託仕様書に定められていないものは、琴平町プロポーザル方式取扱規程に準ずる。

11. 担当部署・問合せ先

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10

琴平町役場 観光商工課（琴平町役場庁舎 2 階）

TEL：0877-75-6710 FAX：0877-75-6722

E-mail: kankousyukou@town.kotohira.lg.jp

**【令和 7 年度 琴平町カーナビアプリを活用した渋滞緩和等業務
公募型プロポーザル審査基準表】**

評価（100 点満点）

	審査項目	審査内容	点 数
基本事項	1. 方針	・本業務の趣旨を理解した具体的かつ実現可能な企画提案となっているか。	15 点
	2. 事業実績	・類似事業の実績などから、業務を円滑に行うことが期待できるか。	10 点
	3. アプリの安定性	・安定稼働可能なアプリか。	10 点
業務内容等	4. 利便性	・利用者の利便性の向上を図る取組が提案されているか。	15 点
	5. 安全対策	・情報セキュリティを確保する工夫が提案されているか。	10 点
	6. 独自性・創意工夫	・独自の計画の提案があり、情報が確実に配信、伝達される工夫があるか。	15 点
	7. 能力・意欲・フォローアップ	・本業務に対する熱意や工夫が見られるか。 ・フォローアップ体制は十分か。	15 点
	8. 見積額	・10 点×（全提案中最低提案見積額） / （当該提案者の見積金額）	10 点
合計			100 点

※注 意

・審査員 1 名の持ち点は 100 点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日における審査員数×100 点とする。